

所長指示第43号

令和3年10月25日

広島拘置所長 喜多延行

死刑確定者及び自営作業就業受刑者の余暇活動の援助としての
DVD等の視聴について

標記について、下記のとおりとするので了知されたい。

なお、令和2年6月16日付け企画首席指示第1号「死刑確定者及び自営作業就業者に対するDVD等の視聴について」は廃止する。

記

1 死刑確定者のDVD等の視聴について

(1) 対象者

死刑確定者とする。

ただし、下記事由に該当する場合は除く。

- ア 向精神薬の投与を受けるなど心情不安定な者で、DVD機器等を破損させるおそれのある場合
- イ 懲罰執行中及び保護室収容中の場合
- ウ 対象者がDVD視聴を辞退した場合
- エ 疾病等により医療上支障がある場合（居室休養は除く。）

(2) 視聴日時

原則として、矯正指導日の午前9時から午後3時の間で行う。

(3) 実施場所

本人の居室内とする。

(4) 視聴番組

- ア 映画作品
 - イ 対象者が指定したテレビ録画番組（おおむね4時間以内）
- なお、映画作品リスト（別紙1）を作成し、対象者に貸与する。

令和4年2月実施分までは、月前半の矯正指導日に視聴させる映

画作品についてはレンタルビデオの使用も可とする。

また、映画作品の整備を計画的に行い、毎年12月にリストを更新し、決裁を受けること。

(5) 番組内容の選定

企画部門担当者は、番組内容を確認し、選定した番組等をDVD等視聴実施簿（別紙2）により報告すること。

なお、次に該当するものは選定しないものとする。

ア 当所の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるもの。

イ 死刑の執行又はそれを連想させるシーンがあるもの。

ウ 死刑となった過去の犯罪を題材としているもの。

エ 死刑確定者の心情を不安定にさせるシーンがあるもの。

オ 性的な描写や過激な暴力的シーンが著しく多いなど、おおよそ死刑確定者の心情の安定に資するものと認められないもの。

カ その他余暇活動の援助として社会通念上ふさわしくないもの。

(6) 不相当と判定された番組の記録

余暇活動の援助としての視聴を不相当と判定された番組については、企画部門担当者が、年度ごとに視聴不相当番組記録表（別紙3）に記録し、その後の選定における参考とすること。

なお、不相当と判定された番組については、企画部門担当者が該当者に告知すること。

(7) 貸与する機器

ポータブルプレーヤー（充電式のもの）、ヘッドホン、DVD等記録媒体とする。機器の貸与又は回収をする職員は、機器の破損等がないか確認すること。

なお、故意に破損し、又は使用不能にした場合は、反則行為として懲罰を科されることがある旨を告知の上、貸与物品の取扱いには特に注意を払うよう指導すること。

2 自営作業就業受刑者のDVD等の視聴について

テレビで放映された映画番組を企画部門担当者が選定し、矯正指導日の翌土曜日に放送システムにより放映する。視聴は任意とする。

3 その他

年末年始等休庁日が長期間にわたる場合は、DVD等の視聴機会の増加について、企画部門担当者において別途企画するものとする。

別紙 2

D V D 等 視 聴 実 施 簿

所 長	処遇部長	処遇首席	企画首席	処遇統括	指導統括	係

下記のとおり実施してよろしいですか。

令和 年 月 日

番号	称呼番号 氏 名	題 名	内 容 等	実施日時	実施に関する意見等 (他の決裁者の意見印)	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						

*年齢制限等のある場合は、「内容等」欄に記載すること。

*映画等の内容について必要な資料等を添付の上、決裁を仰ぐこと。

別紙 3

視聴不適當番組記録表 (令和 年度)

番号	判定年月日	題 名	称 呼 番 号 对 象 者	理 由
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				